

都道府県への管理型産業廃棄物最終処分場の整備手法等調査結果

本資料は、委員会の検討資料として、事務局（県）が実施した調査結果をまとめたものである。

1 調査概要

(1) 調査目的

都道府県による公共関与の管理型最終処分場について、公共関与で建設又は計画された理由や既存処分場の延命化策等を把握することを目的とした調査を実施した。

(2) 調査対象

高知県を除く 46 都道府県

(3) 調査内容

- ・ 公共関与の管理型最終処分場の有無について
- ・ 公共関与で建設又は計画された理由について
- ・ 既存の施設における延命化策について
- ・ 候補地の抽出方法について

(4) 調査期間

平成 28 年 7 月～9 月

(5) 回答数

45 都道府県

未回答の 1 団体については、インターネット等により内容を補完。

2 調査結果

(1) 公共関与の管理型最終処分場の有無について

【設問】 貴都道府県における公共関与の管理型産業廃棄物最終処分場の有無についてお答えください。

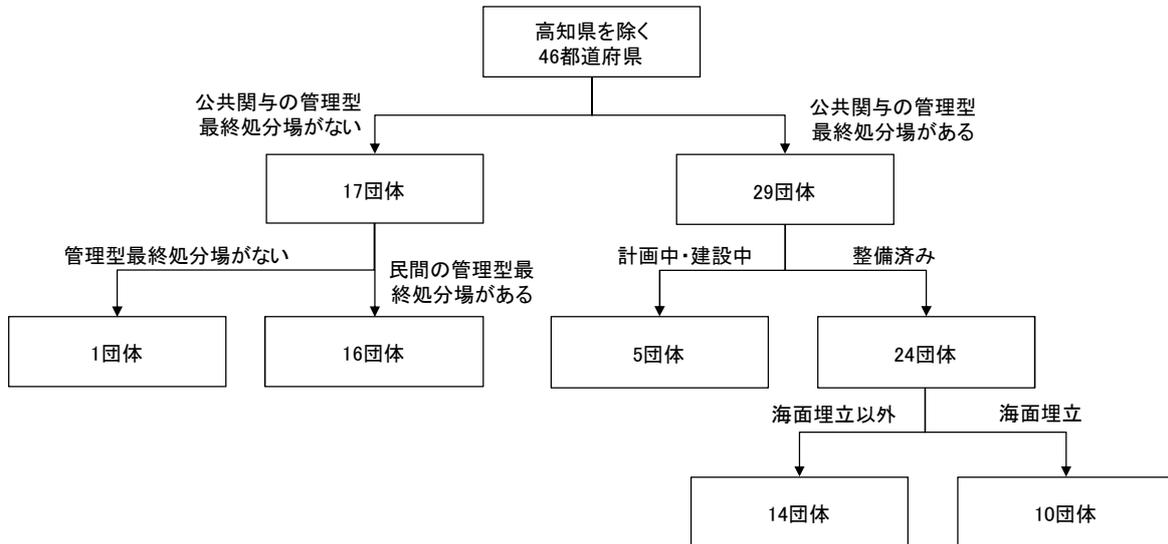


図 2-1 公共関与の管理型最終処分場の有無

(2) 公共関与で建設又は計画された理由について

【設問】 公共関与で建設又は計画された理由を具体的にご記入ください。

表 2-1 公共関与で建設又は計画された理由

主な理由
「産業廃棄物処理施設整備に関する基本方針」策定時における産業廃棄物発生量の増加、質の多様化、不法投棄や不適正な処理の多発、処理施設の不足（特に管理型産業廃棄物の処理施設が不十分）、新たな処理施設整備の困難化（地域住民の反対運動の活発化等）、環境問題への意識の高まりといった状況を踏まえて、公共関与（第3セクター方式）による施設の整備を図ることとした。
公平な立場、他の関連計画との整合性を図り促進すること、県民の生活環境の保全、公害防止等を考慮すると、公共関与が望ましいとの結論になった。
県内の中小企業等から排出される産業廃棄物を処理することを目的に設置した。

<p>過去に大量の廃棄物が投棄されていることが判明し、その後 10 年間にわたって地元や町において、周辺環境への影響を防ぐための対策が協議された。周辺自治体から県に対し、文書で県営最終処分場の建設の要請がなされたことが発端となった。また、県内に設置されていない管理型最終処分場を確保し、循環型社会の形成や地域産業の振興に資するため整備することとした。</p>
<p>廃棄物の処分地を自ら確保することが困難な県内市町村・中小企業などのために、県が廃棄物の広域的埋立事業を実施している。</p>
<p>新たに設置することが困難で、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進し、安全性のモデルとして民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図るため公共関与の管理型最終処分場を整備した。</p>
<p>民間の最終処分場だけでは、十分な最終処分容量を確保できない状況を踏まえ、これを補完するため、公共関与による広域最終処分場を整備した。</p>
<p>県内の産業活動の維持を図るための産業廃棄物の受け皿として、また、災害廃棄物の受け皿としての役割も含め、公的関与の管理型最終処分場として整備を進めた。</p>
<p>産業廃棄物処理基本計画において、「事業者が埋立処分地の用地を確保することが困難なこと、用地確保に長期的かつ大規模投資を必要とすることおよび公共関与とした場合、実効的な監視、管理体制の整備が可能となる等の理由により、県、市町村および鉄工業、建設業および農業等関係団体が協力し、廃棄物の公共関与による広域処理体制の具体化を図る」とされた。</p>
<p>株式等による出資等のみの関与であり、基本的に民間主導で決定。</p>
<p>「廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち込まない」を基本方針としているが、地域によっては一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分機能が不足し、県外への依存が高い状況である。このことから、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を受け入れる広域的な廃棄物最終処分場を整備することとした。また、県は事業整備に要する経費の産業廃棄物部分の 1/2 の財政支援を実施することとした。</p>
<p>管理型最終処分場は、県内産業の基礎的インフラであるが、管理型産業廃棄物最終処分場が無い状況であり、県内産業廃棄物処理施設整備に向け検討を進めてきた。</p>
<p>民間のみでは地域住民との合意形成を図ることが難しく最終処分場の確保が極めて困難であるため。また、住民と行政が協調を図りながら事業者による産業廃棄物の適正処理を支援する必要があるため。</p>
<p>当時、廃棄物の処理を取り巻く諸情勢は、ダイオキシン問題や不法投棄、不適正処理の多発により、廃棄物処理に対する地域住民の不安や不信感を招き、新たな処理施設の確保が困難となっていた。本県においても、とりわけ管理型最終処分場については、平成 9 年を最後に民間による新たな立地がなかったことから、管理型最終処分場の残存容量は、きわめて逼迫した状態にあったため。</p>
<p>廃棄物処理計画において、民間処理業者が設置する管理型最終処分場については、不足が予測されるとし、民間による整備が困難な場合は、これを補完して公共関与により施設の確保を図る必要があるとした。これを踏まえ、公共関与による産業廃棄物処理について検討を行い、基本的な事項を定め、今後の取り組みとして管理型最終処分場について施設整備を進めるとした。</p>

県内で発生する産業廃棄物を処理する大型の焼却施設がなく処理能力が不足していたほか、産業廃棄物を最終処分するための管理型最終処分場もなく、県外の管理型最終処分場で最終処分を行っていた。産業廃棄物処理施設検討委員会（学識経験者、民間団体、県、市町村で構成）を設置し、公共関与による産業廃棄物処理施設整備のあり方について検討を行い、公共関与による産業廃棄物処理施設整備のあり方について、「財団法人を事業主体とし、処理施設の不足を早急に解消し、産業廃棄物処理のモデルとなる管理型最終処分場等を整備することが適当」と提言した。

民間の管理型処分場が閉鎖して以降、民間による処分場の整備が進まず、県内で発生する産業廃棄物は県外の施設での処分に依存している状況があった。県内企業からも、1日も早い管理型処分場の整備による県内完結型の産業廃棄物の処理体制の整備を求められており、循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で必要不可欠であることから公共関与による整備を積極的に行ってきた。

民間による管理型最終処分場の残余容量が逼迫、民間による新たな管理型最終処分場の建設が困難、産業界からの要請、適正処理の推進。

（3）既存の施設における延命化策について

【設問】 既設の公共関与の管理型産業廃棄物最終処分場において延命化の検討の有無についてお答えください。

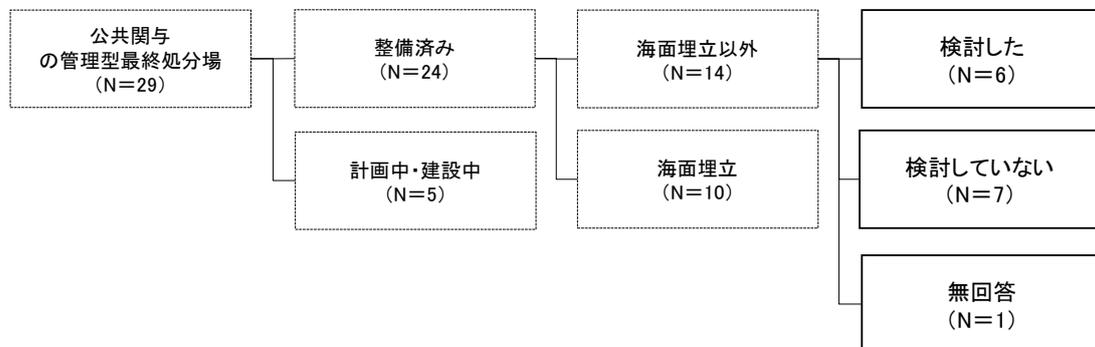


図 2-2 既存の施設における延命化策の検討の有無

【設問】 延命化を検討したことがある場合、検討した延命化手法の内容及び実施の有無についてお答えください。

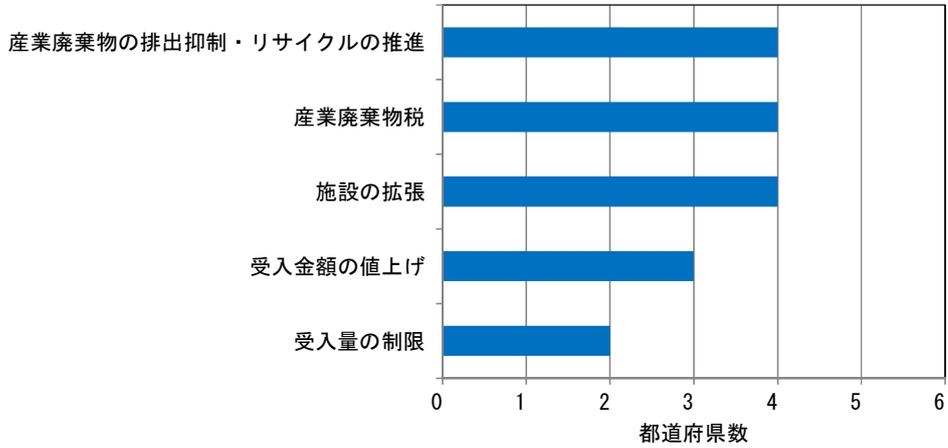


図 2-3 既存の施設で実施した延命化策の内容

(4) 候補地の抽出方法について

【設問】 候補地の抽出方法についてお答えください。

表 2-2 候補地の抽出方法

選定作業		最終決定	都道府県数
調査/資料作成	選定		
県	県	県	3
コンサルタント	県	県	1
県	委員会	県	1
コンサルタント	委員会	県	3